



ゴミの問題については、個人と地域との連帯感が必要です。住みよい環境をつくるには、お互いに決めたことを守ることが大切です。「私一人ぐらい守らなくても……」ということでは、いつになっても生活環境はきれいになりません。小さなことであっても、一人ひとりが決めたことを守りさえすれば、おのずから住みよい環境になるものです。

**ゴミは収集時間に合わせて……**

収集した後、または翌日に出す人がいます。ゴミステーションはゴミ捨て場ではありません。一時置き場です。ゴミは収集時間に合せて出してください。

**ゴミは分けて指定場所に……**

定時収集に出すゴミは、燃えるゴミに限られています。空カン

や空ビンなどの燃えないゴミが、混ぜてあるのをよく見うけます。混ぜて出されると、焼却炉の故障の原因になり、作業の能率を落とすばかりでなく、修理するために大切な税金を使うこととなります。ゴミは分けてから、指定された場所に出してください。

**燃えないゴミは……**

空カンや空ビンなどの燃えないゴミは、定時収集の置き場に出さず、指定された不燃物置き場に出してください。

**不法投棄はやめましょう……**

河川や山林、側溝などに捨てられるゴミは、後をたちません。昭和五十二年の三月に法律が改められ、不法投棄をした人は三カ月以下の懲役、または二十万円以下の罰金を払うことになっています。

**心配ごと相談**

- ▼十二日(金) 小来川公民館
  - ▼十九日(金) 稲荷会館
  - 人権・行政合同相談
  - ▼二十六日(金) 清滝公民館
- お気軽にご相談ください。  
時間はいずれも午前十時から午後三時までです。

環境はみんなのもので。お互いに注意して不法投棄をなくし、きれいな環境で生活しましょう。

**ゴミの早朝収集**

清潔な観光都市「クリーン日光」づくりのために「ゴミの早朝収集」を、ことしも五月一日から十月三十一日まで行います。

早朝収集を行う区域は、今までどおり国鉄駅から西参道までの国道沿線と、国鉄と東武の駅前、それに山内の一部です。収集時間は午前七時三十分からで、収集日は同じです。

**移動図書**

- ▼五月十六日(火) 中宮祠出張所 午前十一時
- 清滝出張所 午後二時
- ▼五月二十五日(木) 小来川支所 午前十時半
- 東小来川 午前十一時半

**裁判所の見学をどうぞ**



五月三日は、日本国憲法の施行を記念する祝日です。ことしも、宇都宮地方・家庭裁判所では、裁判所の憲法上の地位、国民生活の中で裁判所が果たしている役割などについて認識と理解を深めていただくために、五月中は、裁判所の見学や公判審理の傍聴について便宜を図ります。ご希望の方は、宇都宮地方裁判所事務局総務課(☎〇二八六②二二一内線二〇四)に、ご連絡ください。  
〔宇都宮地方・家庭裁判所〕

**簡保写真コンクールの募集**



簡保資金の融資で造った施設(学校・公園・市営住宅・公民館・保育所など)を題材にした作品を募集します。ふるってご応募ください。応募作品は未発表のもので、一人五点以内です。詳細は、郵便局でお尋ねください。  
▼サイズ スライド35ミリ以上、白黒は四ツ切り ▼受付期限 六月三十日 ▼受付場所 郵便局 ▼賞 推選一点・特選二点・入選五点・佳作四十点に賞金と副賞、応募者全員に粗品進呈  
〔郵政省簡易保険局〕

**小太郎坂を引き続き通行止め**



日光宇都宮道路の二次区間建設のため、東中学校上の小太郎坂を、三月二十日から通行止めにしていましたが、工事の関係で引き続き、七月二十日まで通行止めになります。山久保・小来川へ行かれる方は、野口小学校上の林道上野野口線、または今市平ヶ崎からの県道宇都宮今市線を、迂回路としてご利用ください。▼通行止め場所 県道鹿沼日光線の日光市七里字小太郎梨の木沢 ▼期間 七月二十日まで。〔日光宇都宮道路工事事務所〕